

白岡市社会福祉協議会福祉資金貸付制度

作成日：令和5年4月1日

◆本会では、生活が困窮する低所得者等に対し、貸付をおこなうことにより、生活の安定と自立の助長を図ることを目的としています。



対象者 ①～③のいずれも該当する方 *世帯単位での貸付となります。

- ① 白岡市に**在住**するもの
- ② **民生委員等**の意見に基づき、当会が貸付対象と認めた世帯。
- ③ 次のいずれかの該当するもの。
 - (1) 低所得世帯で、臨時的出費又は収入欠如等のため生活を脅かされ、又はその恐れがあり、生活を維持するために応急的な資金を必要とする世帯。
 - (2) やむを得ない事由による収入欠如等のため、生活保護の申請を行っており、その支給開始までの生活を維持するための応急的な資金を必要とする世帯。
 - (3) 生活保護法による被保護者世帯で、白岡市福祉事務所において当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められた世帯。
 - (4) その他、白岡市社会福祉協議会会長が特に必要と認めた場合。



貸付金に関して

- ①貸付資金：1世帯につき**5万円以内**とします。 *無利子 返還日までに返済しなかった場合などは利子(100円に付1日3銭)が発生します。
- ②据置期間：貸し付けの日から**2カ月以内**の据置期間を設けることができます。
- ③返済期間：据置期間を含め貸し付けの日から**1年以内**とします。
- ④償還方法：一括、又は分割もしくは月賦償還となります。
- ⑤その他：(1) 月賦または分割により償還する場合は、安定した生活を維持しつつ償還することについて相談し、必要な指導を受けるものとします。
(2) 虚偽・他不正手段・使途以外の流用や故意に償還金支払いを怠ったときは一時償還等を請求し、又は今後、貸付金を交付しないことができます。



申請方法

- ①事前相談：窓口や電話等で相談をお受けします。
- ②相談：貸付に関する**相談**をします。
- ③面談：地域の**民生委員さん**又はしらおか生活相談センターの職員等と一緒に面談をおこないます。
- ④申請：申請書(様式第1号)及び住所の確認ができる書類のコピー
- ⑤貸付の決定：申請書と相談された内容など、貸付の**可否を決定**します。担当より、電話でお伝えをいたします。
- ⑥貸付金交付：窓口にて交付をいたします。**借用書記入**していただきます。
- ⑦返済の開始：据置期間後に**返済**をしていただきます。(返済方法はそれぞれ異なります。)
- ⑧返済：返済は**窓口**又は指定口座への振り込みでお願いいたします。(振込手数料は借受人負担とします)